

美術の窓 (149)

浮世絵の著作権、美術の著作権

大和文華館館長 浅野秀剛

甲野正道著『改訂新版 現場で使える美術著作権ガイド2019』が、この4月に美術出版社から刊行された(2000円+税)。編集を全国美術館会議美術館運営制度研究部が担当した関係で、私も短いコラム一つ書いた。それが「浮世絵の著作権」である。次にその一部を再録する。

江戸時代には、本を書いた作者や、絵画や浮世絵版画の絵師の権利を守るという意味での著作権はありませんでした。それに近いのが、類版(他の書物に類似したもの)、重版(他の書物と同一内容のもの)の禁止ですが、それは、著作者の権利を守るというのではなく、本屋の権利を守るというものでした。しかし、浮世絵師が、無断でコピーする者に悩まされた事例を見出すことはできます。浮世絵師の奥村政信は、延享・寛延(1744~51)の頃、自身の浮世絵版画をそのまま書き写して出版する不逞者に悩まされていました。「禿三幅対」の右端には「此方の絵に、にせり重板致候間、御しらせ候、以上」(この絵にそっくり似せて描いた作品があるのでお知らせします)とあり、「私方の絵下を直に彫、跡かたもなき絵かきの名印付、にせり重板致候、御しらせ申候、正名奥村正筆御召可被下候、以上」(私の絵をそのまま写し彫って、存在しない絵師の名を入れた偽物があるのでお知らせします。正しい奥村政信の作品をお求めください。)と画中に記された作品も残されています。事実、政信画の「両国涼見三幅対」をそのまま書き写したと思われる、「万月堂」落款の「両国涼見三幅対」が確認されています。絵師に著作権のない時代であっても、他の絵師の作品を写す(そっくり真似る)ことが咎められる状況は存在したのです。

ここに書いた奥村政信の例は分か

りやすいが、なかには、どうしてこんなことが、と考えてしまう訝しいケースもある。それが、絵入狂歌本『狂歌東関路路鈴』と『道中画譜』、『北斎道中画譜』とのケースである。

『狂歌東関路路鈴』は、臥龍園梅磨撰、葵岡北溪画、「花園連蔵」版、つまり私家版の狂歌本で、淡彩摺の北溪画の東海道図に狂歌を加えた部分と、狂歌のみの部分からなり、文政13年(1830)11月に完結した。その『狂歌東関路路鈴』の図の部分の版木を買取り、狂歌を削除して改題し、一般売りしたのが『道中画譜』である。『道中画譜』には、描いたのは「前北斎為一翁」とする高井蘭山の序と、誰の下絵か不明の「東壁堂永楽屋江戸店店頭図」半丁と、「日本橋」の見開き図が加えられ、その後に「品川」以下「京」の図が続くという構成になっている。名古屋の版元、永楽屋東四郎が江戸出店を果たしたのを記念して天保5年(1834)頃に刊行されたと推定されるものである。

ここで疑問なのは、永楽屋は、何故、北溪のものを北斎画と偽って販売したのかであるが、それについては、北斎の知名度が高かったからという以外に考えようがない。当時永楽屋は『北斎漫画』の版元として知られており、特に名古屋における北斎の人気は高かった。加えられた「永楽屋江戸店店頭図」半丁図と「日本橋」の見開き図は、北斎画の可能性もあるが、署名がないので断定しがたい。当時の出版は、版木を所有しているものが版權所持者であり、下絵を描いた北溪に著作権はなかった。しかし、自分の著作物を師の北斎のものとして偽って刊行されたことになり、今の著作権法でいうと、著作人格権の氏名表示権を侵害されたことになる。北斎は北斎で、弟子のものを自分の著作物として刊

行されたことになり、今訴えれば何らかの法律に抵触することは明らかである。

『道中画譜』はその後、上方の版元・福井松園堂の絵入折手本(寺子屋で先生に手本を書いてもらうための絵入りの折本)の「東海道」に図柄を模倣される。「東海道」は10図から成り、10図はすべて『道中画譜』を写しているの、両者の関係も紛れがない。福井松園堂が永楽屋の承諾を得ていたかどうかは明らかでないが、同様の例はかなりある。北斎や広重の錦絵を上方の絵師・版元が写して刊行した例も多々あるので、著作権上の争いは生じていなかった可能性もあるが、今後の研究を俟ちたい。

『現場で使える美術著作権ガイド』は、美術館関係者だけではなく、美術の著作権に関係している多くの方々に役に立つと思うので、広く活用されることを願っているが、私は現行の著作権法に大きな不満を持っている。

その一つは、著作物の保護期間が著作者の死後70年となったことである。著作権法は「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的」としたものである。

だから、著作者が存命の間は、その著作物の権利が保護され対価を得ることは当然といえるであろう。著作者が亡くなった場合、著作権を消滅させ広く開放して「文化の発展に寄与」させてもいいと思うのであるが、現在、個人の財産は相続税を払うことによって、原則として遺族が

継承できるので、それとの整合を図るため、一定期間保護するのはやむを得ないであろう。しかし、70年は長すぎると思う。そこまで遺族の収入を保証し、公益を阻害していいものであろうか。

もう一つは、絵画など美術の著作物に対して、(美術館などの)所有者には展示権以外の権利がほとんど認められていないことである。絵画・彫刻などの美術の著作物が言語・音楽などの著作物と大きく異なるのは、形がある、つまり物であり、その物が著作物として、然るべき対価を払って売買されるということである。美術品の所有者は原則としてお金を払って著作物を所有している。そういう美術の著作物を、言語・音楽などの著作物と同一に扱うのはおかしい。少なくとも、所有者に著作者と同等の権利(同等の著作権)を認めるべきだと思う。そうならば、所有する美術品の図版を、図録などに自由に載せることができないなどという現象は解消される。

江戸時代に戻せというつもりは全くないが、現行の著作権法について広く議論する意味はあると思う。



奥村政信
「両国涼見三幅対 左」
東京国立博物館蔵



万月堂
「両国涼見三幅対 左」
『原色浮世絵大百科事典 第2巻』より複写

季刊 美のたより No.207

令和元年 7月 6日

発行 大和文華館